

2020年5月10日（日）までの休校延長について

2020年4月8日
京都薬科大学長 後藤直正

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、東京など7都府県を対象に、法律に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。

これを受けまして、本学においても学生の皆さんの安全を第一に考え、感染拡大防止のため、4月19日（日）までとしていた休校期間を5月10日（日）まで延長いたします。

なお、休校期間中は、下記のとおりとなります。

1. 学部生の大学への立ち入りは禁止、大学院生の立ち入りは原則禁止
2. 講義室、図書館、自習室、グラウンド、PC演習室等は閉鎖
3. 授業の実施について

5月11日（月）から対面授業を実施する予定

4月6日（月）からWeb配信の可能な授業科目について、継続的に配信

以上